

公共調達監視委員会活動状況報告書

(部局名)

栃木労働局

- 1 開催日 平成27年1月29日(木)
- 2 委員の氏名及び役職等
- | | | |
|-----|-------|------|
| 委員長 | 中尾 久 | 大学教授 |
| 委員 | 渋川 孝夫 | 弁護士 |
| 委員 | 並木 久子 | 税理士 |
- 3 審査対象期間 平成26年7月1日 ~ 平成26年12月31日契約締結分

4 審査契約件数

(1) 公共工事

① 競争入札によるもの

・審査対象件数	1件
・審議件数	1件
うち、低入札価格調査の対象となったもの	0件

② 随意契約によるもの

・審査対象件数	0件
・審議件数	0件

(2) 物品・役務等

① 競争入札によるもの

・審査対象件数	5件
・審議件数	5件
うち、契約金額が500万円以上の案件	2件
うち、参加者が1者しかいないもの	2件
うち、契約の相手方が独立行政法人となったもの	0件
うち、委託契約金額に占める再委託金額の割合が2分の1を超えるもの	0件

② 随意契約によるもの

・審査対象件数	1件
・審議件数	1件
うち、新規案件で競争性のない随意契約で調達しているもの	0件
うち、企画競争又は公募をしたが、参加者(応募者)が一者しかいないもの	1件
うち、契約の相手方が独立行政法人となったもの	0件
うち、委託契約金額に占める再委託金額の割合が2分の1を超えるもの	0件

5 審査案件の抽出方法

案件すべてを審査対象とした。

6 審査結果

不適切等と判断した件数 0件

結果内容及び措置状況(具体的な内容を記載するとともに、審査を行った際の書類も併せて提出すること。)

所見なし。

平成26年度 第2回栃木労働局公共調達監視委員会議事概要

- 1 開催日 平成27年1月29日(木) 14:00～15:40
- 2 場所 宇都宮第2地方合同庁舎別館 宇都宮労働基準監督署 2階会議室
- 3 委員(敬称略) 委員長 中尾 久(大学教授)
委員 渋川 孝夫(弁護士)
委員 並木 久子(税理士)
- 4 審査対象期間 平成26年7月1日から同年12月31日までの契約分

5 審査契約件数

- (1) 公共工事【競争入札によるもの】 別紙様式1
審査対象件数 : 1件
審議件数 : 1件
- (2) 公共工事【随意契約によるもの】 別紙様式2
審査対象件数 : 0件
審議件数 : 0件
- (3) 物品・役務等【競争入札によるもの】 別紙様式3
審査対象件数 : 5件
審議件数 : 5件
- (4) 物品・役務等【随意契約によるもの】 別紙様式4
審議対象件数 : 1件
審議件数 : 1件

6 委員からの意見・質問に対する回答等

- (1) 公共工事【競争入札によるもの】 別紙様式1
整理番号1(栃木公共職業安定所空調機器新設工事)
質疑: 契約した業者は空調工事をするとは思えないような名称であるが、こういった業者は信用できるのか。
回答: 信用できる業者かどうかは入札の参加資格で確認している。また、安くても手抜き工事では困るので、最低ラインの基準価格を設けている。
さらに、工事後2年間の保証期間を設けている。

質疑: 最低ラインの基準価格は入札時に具体的な金額を提示しているのか。
回答: 具体的な金額は提示できないが、入札公告及び入札説明書の落札者の決定方法の中で、基準価格以下でない者を落札者とする旨記載をしている。
なお、基準価格は予定価格の60%程度で設定している。

- (2) 公共工事【随意契約によるもの】 別紙様式2
該当案件なし。

- (3) 物品・役務等【競争入札によるもの】 別紙様式3
整理番号5(栃木労働局相談員等システム機器購入契約)
質疑: 相談員等システムとはどのようなものか。
回答: アルバイトも含めた非常勤職員や正規職員の給与を計算するシステムである。

質疑：通常、法令の改正等で4月からプログラムが変更になることはあるが、今回はなぜこの時期になったのか。

回答：今回はソフトの変更ではなく、パソコンやサーバーなどが古くなったことに伴う機器の更新のみである。

質疑：業者の所在地が京都だが、メンテナンス時は京都から来るのか。また、もっと近くに支店はないのか。

回答：もっと近くに支店等があるかは把握していないが、メンテナンス時は京都から来る。

質疑：どのような機器を調達するのか業者は何を見ればわかるのか。また、業者から見たら相談員等システムという名称では独自のシステムを購入するという誤解をまねくのでは。例えば電算機器の購入とい名称であればより多くの業者が入札に応じやすいのでは。

回答：調達する機器は仕様書に記載されている。確かに独自システムの購入と見られてもおかしくはないので、調達する名称については今後精査したい。

(4) 物品・役務等【随意契約によるもの】 別紙様式4
整理番号1 (中長期的なキャリア形成を支援するためのキャリア・コンサルティング等の実施事業)

質疑：このキャリア・コンサルティングとは具体的にどのようなことをするのか。

回答：主なものとしては、ハローワークを利用する求職者に中長期的なキャリア形成を図るための教育訓練を受けさせる必要があるかどうかをカウンセラーが判断し、訓練へと繋げる業務である。

質疑：契約した業者は、こういった業務の専門会社なのか。また、所在地が東京であるが、全国展開している業者なのか。

回答：キャリア・コンサルティングの専門会社で、全国展開をしている。

質疑：企画書を提出した業者が1者のみとのことだが、他にこういった業務をしている業者はないのか。地元には業者はないのか。

回答：他にも業者はあるが、地方では採算性が合わないようである。

質疑：この事業を委託してどのような効果があったか。

回答：今年度新規に始まった事業なので、その効果についてまだ評価できる段階ではない。今後検証したい。

質疑：委託事業計画書の中に、事業費としての人件費とは別に人件費が記載されているが、この違いは何か。

回答：事業費としての人件費は現場のカウンセラーの給料で、もう一つの人件費は事務局職員の給料である。

7 審査結果

不適切な契約事案は認められない。